

福岡県医発第 625 号 (地)

平成 17 年 6 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



老人性認知症治療病棟施設整備基準について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、平成 6 年 3 月 16 日付け健医精発第 12 号厚生省保健医療局精神保健課長通知により、その運用が図られているところではありますが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正された旨、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

第一段落中、

「生活機能回復訓練室については、ひとつにまとまった空間として、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」



「生活機能回復訓練室については、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」

小郡三井医師会より

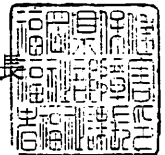
担当理事 蒲池 壽



17障第910号
平成17年6月8日

福岡県医師会長
福岡県精神科病院協会会長
福岡県精神神経科診療所協会会長 } 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(精神保健福祉係)



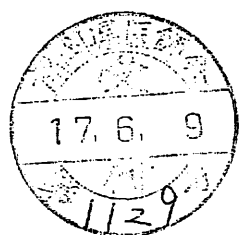
老人性認知症治療病棟施設整備基準について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記のことにつきまして、厚生労働省より一部改正の通知がありましたので送付いたします。

つきましては、貴下関係機関への周知方につき御配慮願います。

なお、複数設置する場合の一部屋当たりの最低面積等については、別途通知がなされますので申し添えます。





障精発第 0527001 号

平成 17 年 5 月 27 日

各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神保健福祉課長



老人性認知症治療病棟施設整備基準について

標記については、平成 6 年 3 月 16 日健医精発第 12 号厚生省保健医療局精神保健課長通知により、その運用が図られているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

なお、医療機関等関係機関に対しては、貴職から通知されたい。

記

第一段落中、

「生活機能回復訓練室については、ひとつにまとまった空間として、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」

を、

「生活機能回復訓練室については、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」

に改める。